

第九号書式（第16条の2第1項関係）（平15法省令60・全改、平20法省令3・令元法省令11・一部改正）
営業保証金の金銭供託の供託書正本

供託書（営業保証）				(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入すること。 なお、供託金額の訂正はできない。 2. 副本は折り曲げないこと。										
申請年月日	年	月	日	法令条項	年度金第 号									
供託所の表示														
住所 者の名 (代理人による供託のときは、代理人の住所氏名をも 記載すること。)		供託の原因たる事実												
官及び 片の件 名名等 備考														
供託金額			百	十	万	千	百	十	円					
上記供託を受理する。 日までに日本銀行 における供託所口座 供託金を 年 月 日 までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。 又は 上記供託を受理する。 供託金の受領を証する。 若しくは 上記供託を受理する。 年 月 日 法 務 局 供 託 官 印										受入書式 上記供託金の受入れを証する。 年 月 日 日本銀行 供託金の受領を証する。 日 法務局 供託官 印				

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。